

加算措置について①

4, 15ページの活動に加え、地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、交付単価に所定額が加算されます。

① 棚田地域振興活動加算

認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算

対象協定： 体制整備単価の集落協定のみに

対象農地： 認定計画に「指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等」に位置付けられている棚田等で、田であれば1/20以上、畑であれば15度以上の農地

※ ネットワーク化加算との重複は可能ですが、超急傾斜・スマート農業の各加算、集落機能強化加算の経過措置と同一農用地を対象とした重複はできません。

単 価 : 10,000円/10a（急傾斜地 田:1/20以上、畑:15度以上）
14,000円/10a（超急傾斜地 田:1/10以上、畑:20度以上）

上限額 : なし

取組期間 : 1～5年

目標設定： ア「棚田等の保全に関する目標」

イ「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標」

ウ「棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標」

【対象活動の例】



棚田オーナー制度による棚田地域振興活動



石積み保全活動

ア～ウ各々に定量的な目標を一つ以上、計3つ以上の目標を定めます。その3つ以上の目標には、棚田の価値を活かした活動（地域の実情に応じたもの）、集落機能強化（人材の確保を含む）及び生産性向上に関する目標を含める必要があります。

目標設定例：

ア：○棚田の保全活動に取り組む人数を関係人口の協力を得て、▲人から■人に増加させる。

イ：食味基準を設ける等により品質向上を図り棚田米の販売量／額を▲トン／円から■トン／円に増加させる。

ウ：棚田の周辺に直売所（農家レストラン）を整備し、年間●円の売り上げを達成する。

② 超急傾斜農地保安全管理加算

超急傾斜農地の保全等の取組を行う場合に加算

対象協定： 集落協定、個別協定

対象農地： 田であれば1/10以上、畑であれば20度以上の農地

単 価 : 6,000円/10a（田、畑）

上限額 : なし

取組期間 : 1～5年

目標設定： ア「超急傾斜農地の保全」

イ「超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等」

目標設定例：

ア：当該農地の法面について、石積みの補修、防草シートの設置による適切な維持管理を実施する。

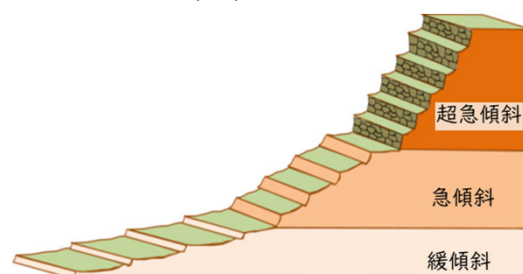
イ：当該農地を含む協定農用地で生産される農産物（〇〇）をJAのイベントとJAのHPを活用してPRする。



超急傾斜農地(田)



超急傾斜農地(畑)



加算措置について②

③ ネットワーク化加算

第6期対策から

複数の集落協定間でのネットワーク化、統合等を行った上で、主導的な役割を担う人材の確保と農業生産活動等の継続のための活動を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：①又は②の集落協定農用地

- ① 20ha以上のネットワーク化（協議会等を設置する場合に限る）又は20ha以上の統合を行った協定
- ② 新たに1組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画した上で、新たに参画する組織を含めて2組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画する協定（同じ地域計画区域内に他の集落協定がない場合に限る）

単 価：10,000円/10a（～5ha部分）
4,000円/10a（5～10ha部分）
1,000円/10a（10～40ha部分）
（地目にかかわらず）

上限額：100万円/年度
※統合の場合は、統合前の協定単位で上限額を設定

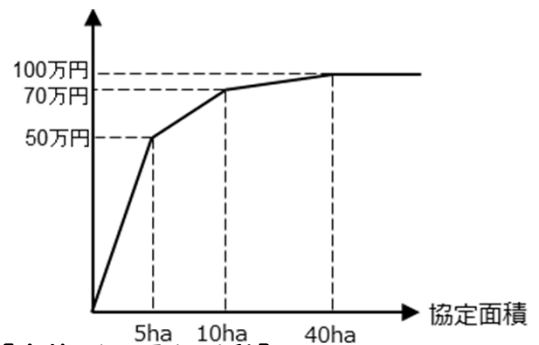
取組期間：1～5年

目標設定：定量的な目標を1つ以上定める。

目標設定例：

- ・ 高収益作物の作付面積を現状の○haから△haまで増加させる。
- ・ 機械の共同利用のための組織を立ち上げ、ネットワーク化した協定の農用地の○%で機械利用の共同化を行う。
- ・ 加工品の開発、販売を行い、販売額を○円から△円に増加させる。
- ・ 生産、加工、販売の過程を総合的に主導する人材を○名確保する。
- ・ ○○○の営農ボランティアを現状の△名から□名に増員する。
- ・ 農泊事業と連携して農業体験ツアーを行う体制を構築し、体験参加者を○人から△人に増加させる。

○協定面積と加算額のイメージ図



【実施が必要な活動】

- 主導的な役割を担う人材（地域内の組織が行う活動において中心的な役割を担うことが見込まれる者）の確保
- 設定した目標達成に向けた農業生産活動等の継続のための取組（担い手等の人材確保、草刈等作業の共同化、機械・施設の利用の共同化 など）

④ スマート農業加算

第6期対策から

スマート農業による作業の省力化・効率化を図る取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：集落協定農用地

単 価：5,000円/10a（地目にかかわらず）

上限額：200万円/年度

取組期間：1～5年

目標設定：定量的な目標を1つ以上定める。

目標設定例：

- ・ ドローンを導入し、オペレーターを育成するとともに、農薬散布に要する時間を○割減少させる（農薬散布を行う面積を△haから□haに増加させる）。
- ・ リモコン式自走式草刈機を導入し、除草作業時間を○時間/日だけ減少させる（リモコン式自走草刈機を利用する面積を△haから□haに増加させる）。

【対象活動の例】

- リモコン式自走草刈機による除草
- ドローンによる播種・防除・農薬散布
- 水管理システムや自動鳥獣捕獲機の導入 など



自走式草刈機の導入 ドローンによる防除作業

加算措置について③

⑤ 集落機能強化加算の経過措置

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：第5期対策（R2～R6）に集落機能強化加算に取り組んでいた集落協定のうち、1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定の農用地

※ネットワーク化加算との重複はできません

単 価：3,000円/10a（地目にかかわらず）

上限額：200万円/年度

取組期間：1～5年

目標設定：定量的な目標を1つ以上定める。

目標設定例：

- ・〇〇の収穫ボランティアを現状▲名から●名増員する。
- ・集落で受け入れるインターンシップ生の延べ活動日数を現在の年間▲日から●日に増加する。
- ・NPO法人との連携体制を構築し、高齢者見回りサービスを開始するとともに、NPO法人の共同取組活動への参加体制を構築する。

【対象活動の例】

- 新たな人材の確保（インターンシップ、営農ボランティア、農福連携 など）
- 集落機能を強化する取組（地域運営組織等の設立や連携、地域内外組織との連携 など）

留意点

- ・集落機能を強化する取組は、地域運営組織の設立や地域運営組織等との連携等による集落協定の体制整備を目指すものです。このため、取組の目標は例を参考に集落協定の体制整備との関係がわかるものを設定してください。
- ・外部組織と連携する場合は、人的資源を補完し合ったり、連携活動により双方の活動が充実、効率化できるWin-Winの関係構築を目指してください。
- ・経過措置終了後の活動財源確保も含めて、中間年（令和9年度）を目途に活動継続のための体制整備に向けた検討を進めるよう努めてください。

加算措置の留意点

Point 1

複数の加算措置を活用する場合、加算措置ごとに異なる取組・目標とする必要があり、同一の取組・目標に対して複数の加算措置を受けることはできません。

Point 2

- 超急傾斜加算以外の加算措置を活用する場合、協定参加者の話し合いにより、その取組によって達成する定量的な目標を定めます。
- そのうち、棚田地域振興活動加算における目標については、都道府県の第三者委員会の機能を活用し、その妥当性の確認等を図ります。（その他の加算措置についても国、都道府県、市町村は加算の取組の適切な実施について、指導を行います。）
- 設定した目標が取組期間内に達成されなかった場合は、加算の遡及返還が必要となります。

Point 3

加算を受けるには、原則として体制整備単価である必要がありますが、超急傾斜農地保全管理加算に限り、基礎単価の場合であっても活用が可能です。

Point 4

本交付金以外の国の補助事業の対象として整備する機械等に、加算分の交付金を充てることはできません。

Point 5

本パンフレットに記載の加算措置は、第6期対策期間中（令和7年度～令和11年度）に適用されるものです。第6期対策での加算の適用は令和11年度が期限であることを踏まえて、活動の計画を検討するようお願いします。

荒廃農地にお悩みの集落の皆様へ

地域の農業を継続・発展させるためには、
農地をまとめた状態で維持していく必要があります。

しかし、周りに荒廃農地があると・・・

田園風景が損なわれているし、鳥獣被害や
病虫害発生が悪影響を受けて、周りの農家
までやる気を失くしてしまった・・・



集落内の荒廃農地を中山間地域等直接支払制度の 協定農用地に取り込みませんか！！

集落の中に既に荒廃した農地がある場合に、それをどのように解消するかを話し合っ
ていただき、その結果を協定書に位置付けることで、取り込んだ荒廃農地の面積に以下の単
価を乗じた額が毎年度（令和11年度まで）交付されます。

農地に復旧する方法としては、荒廃農地に牛などを放牧して雑草を食べさせる方法によ
り行うことも可能です。

地 目	区 分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20以上）	21,000
	緩傾斜（1/100以上）	8,000
畑	急傾斜（15°以上）	11,500
	緩傾斜（8°以上）	3,500

地 目	区 分	交付単価 (円/10a)
草 地	急傾斜（15°以上）	10,500
	緩傾斜（8°以上）	3,000

※ 復旧したことにより傾斜がなくなった
場合でも、緩傾斜の単価で交付されます。

ただし、第6期対策の最終年度（令和11年度）までに荒廃農地の復旧が行われなかつ
た場合には、取り込んだ荒廃農地の面積に応じて支払われた交付金を協定認定年度に遡
って返還していただくことになるのでご注意ください。

※令和4年度まで可能であった荒廃農地の林地化を協定に位置付けることは、第6期対策
からはできません。荒廃農地の植林を進める場合は、「最適土地利用総合対策」等の
活用を御検討ください。

その他活用できる事業等、荒廃農地対策関連情報については、以下のHPを参照ください。

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/>

⇒



交付金の返還について①

5年間の協定期間中に農業生産活動等が行われなくなった場合には、原則として協定の認定年度に遡って、当該農用地についての交付金を返還していただくことになります。

ただし、協定に参加する農業者の病気・高齢や自然災害などのやむを得ない事由がある場合には、この交付金返還の義務が免除されます。

交付金の返還を免除する場合

次のいずれかに該当する場合は、交付金の返還が免除されます。
(その場合、当該年度以降の交付金の交付は行いません。)

- 農業者の死亡、高齢又は農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する事由により農業生産活動等の継続が困難な場合
- 自然災害の場合※
- 農業者等が農業用施設を建設する場合
- 公共事業により資材置き場等として一時的に使用される場合
- 地域再生法に基づく地域農林水産業振興施設、又は、整備誘導施設の用地とする場合

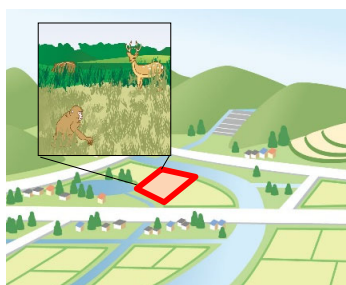
等

※災害から復旧する計画を作成いただいた場合、交付金が引き続き交付されます。

詳細やご不明な点については、市町村にご相談下さい。

遡及返還の対象農用地に関する留意点

- 上記の交付金の返還が免除となる場合以外で、農業生産活動等の継続ができなくなった場合における遡及返還の対象農用地は、「当該農用地」となります。



一筆のみ、耕作又は維持管理を中止



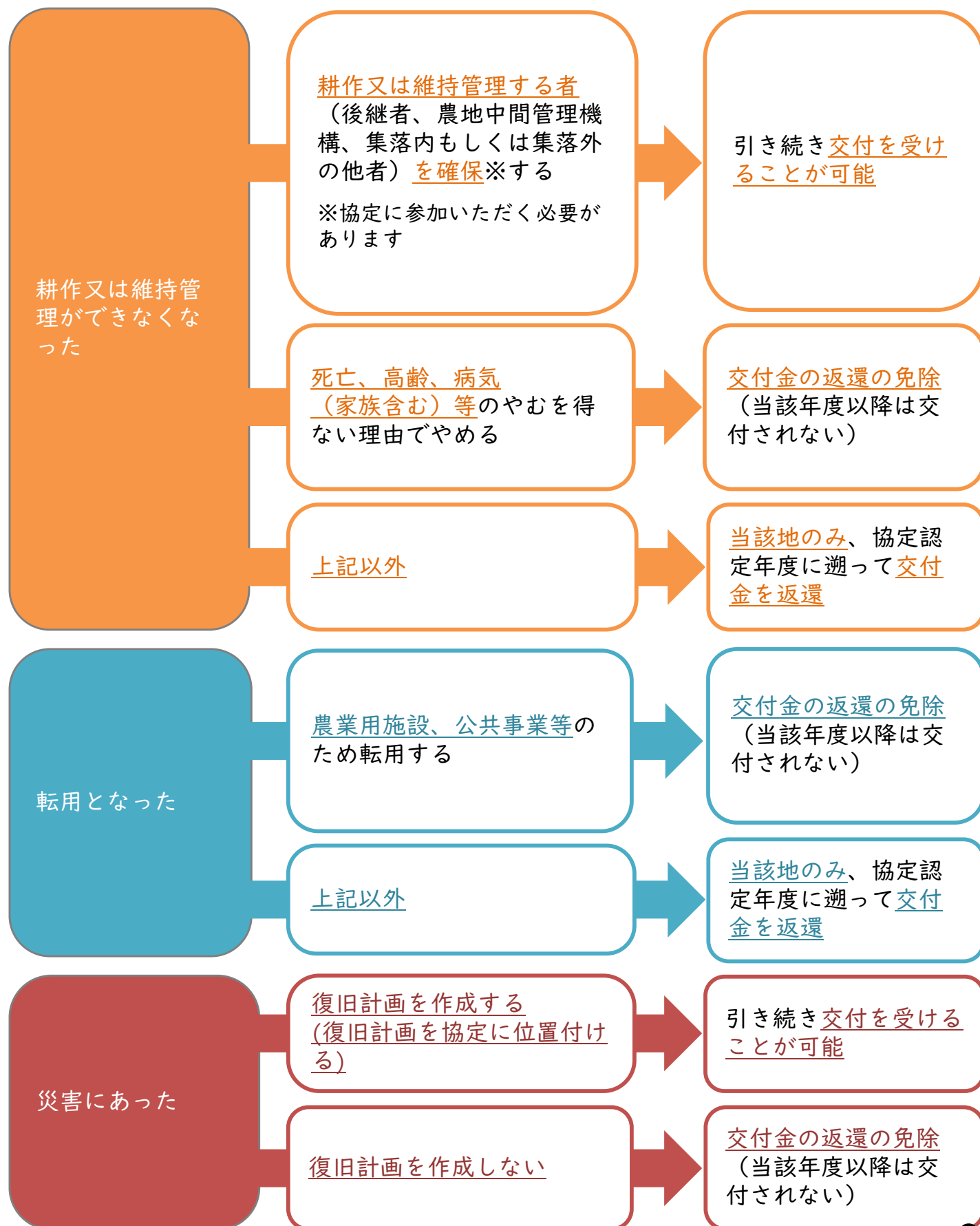
当該農用地のみ遡及返還

- なお、多面的機能を増進する活動や水路・農道等の維持管理、体制整備単価要件、加算措置の取組目標といった協定参加者全体で達成すべきものについては、達成できなかった場合には、基礎単価分（8割）、体制整備分（2割）、加算分それぞれについて、協定農用地全体が遡及返還の対象となります。

交付金の返還について②

協定農用地で農業生産活動等が続けられなくなった場合の 交付金返還の有無の簡易チャート

※実際の案件についての交付金返還の有無の判断は市町村が行います。



日頃の事業活動の中で新たな環境への負荷が生じないよう、農林水産省の全ての補助事業等において、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化することとなりました。中山間地域等直接支払交付金でも令和7年度から試行的に実施します（令和9年度から本格実施）。

みどりチェックの手続き・取組の流れ

- 1 **【初年度】環境負荷低減のチェックシートの作成**
 - ・取り組む内容について、チェックシートの申請時欄（します）にチェック
 - ・協定の総会などで協定内の合意形成を図る
- 2 **チェックシートを市町村へ提出**
 - ・協定の認定申請（令和7年度は8月31日、令和8年度～11年度は6月30日期限）に合わせて提出
- 3 **【毎年度】取組を実施**
 - ・毎年度市町村から、簡易な聞き取りによる取組状況についての確認を受ける
- 4 **【最終年度】チェックシートの取組状況を反映したチェックシートの作成**
 - ・取り組んだ内容について、チェックシートの報告時欄（しました）にチェック
 - ・協定の総会などで協定内の合意形成を図る
- 5 **チェックシートを市町村へ提出**

チェックシート（集落協定向け）

申請時 (します)	報告時 (しました)
① ☐	⑤ ☐
② ☐	⑥ ☐
③ ☐	⑦ ☐
④ ☐	⑧ ☐
⑤ ☐	⑨ ☐
⑥ ☐	⑩ ☐
⑦ ☐	⑪ ☐
⑧ ☐	⑫ ☐
⑨ ☐	⑬ ☐
⑩ ☐	⑭ ☐
⑪ ☐	⑮ ☐
⑫ ☐	
⑬ ☐	
⑭ ☐	
⑮ ☐	

(注)

- ・該当するものについて実施する場合、申請時は「します」の□、報告時は「しました」の□にチェックしてください。「※」の記載内容に該当しない場合は「(該当しない □)」にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。
- ・集落協定については、集落協定として行う共同取組活動がチェックシートの対象となります。

※個別協定は個別協定向けのチェックシートがあります。（「農業経営体向け」と同様の内容です。）

※チェックシートの判断基準等、中山間地域等直接支払交付金におけるみどりチェックの詳しい解説は、以下のHPを参照ください。

「中山間地域等直接支払交付金環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）チェックシート解説書」

URL : https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/

共同取組活動に係る安全対策について

集落協定において農業生産活動等として取り組むべき事項として定めた共同取組活動を行う際は、作業安全対策の観点から以下の点に努めてください。

- ☑作業環境の点検
- ☑無理のない作業計画
- ☑緊急連絡表の作成
- ☑共同取組活動で使用する機械等の安全な使用に関する取組の実施
- ☑保険の加入
- ☑注意喚起・声かけ・熱中症対策

活動前日までに現地の下見、打合せ、緊急連絡先の確認を行いましょう

- 活動中の事故を未然に防止するため、事前に活動場所の下見を複数名で行いましょう。**危険な箇所**（急傾斜地、窪地やぬかるみ、段差、電線や電話線、狭小地、急流の水路、危険物、蜂の巣などの危険な動植物等）の**チェック**を行い、危険物の除去や危険箇所をわかりやすく表示しましょう。
- 参加者の年齢、体力、作業の熟練度等や当日の健康状態を確認し、適切な作業分担・配置を行うとともに、**無理のない作業計画**を立てましょう。
- 作業前には事前に体調チェックを行いましょう。
- 緊急時に備え、**緊急連絡表を作成**し、全員で確認しておきましょう。
- 共同取組活動で使用する機械（刈払機等）の安全な使用のために、研修や講習の開催又は参加を検討しましょう。

【緊急連絡先の確認】

- ・最寄りの医療機関（複数）
- ・ご家族の連絡先
- ・保険会社
- ・市町村

活動を行う前に、保険に入りましょう

- 共同活動を行う際には、**保険に入りましょう**。近隣の保険会社に相談してみましょう。
- 活動日の1～2週間前までに手続きが必要なので、早めに参加者を決めるようにしましょう。
- 1日あたり数十円～数百円のものまで様々な保険があります。保険料に、中山間地域等直接支払交付金を充てることが可能です。

活動に当たっては、参加者一人一人が事故防止の意識を持つことが大切です

- 活動当日は、事前にチェックした危険箇所等の情報を参加者全員に周知し、**注意喚起を行いましょう**。
- **声かけをしましょう**。
- 緊急連絡表を見やすい場所に掲示したり、通報担当者が携帯するようにしましょう。
- **熱中症には十分注意**しましょう。
 - ・日陰を確保し、こまめに水分補給や休憩をとりましょう。
 - ・保冷剤、氷、冷たいタオルなどを使って体を冷やしましょう。
 - ・テントや扇風機などの暑さ対策グッズも活用しましょう。
 - ・手足のしびれやめまい、吐き気など、万が一熱中症が疑われる症状がみられた場合はすぐに作業を中断し、涼しい場所へ避難しましょう。
 - ・意識がない場合や症状が良ならない場合は、すぐに病院で手当てを受けましょう。
- 万が一事故が起きた場合は**市町村に速やかに報告**しましょう。

手続きの流れ

協定の締結と活動の実施

① 協定の締結

集落の現状、目標、役割分担、集落として目指すべき方向やそのための活動内容、交付金の使用方法等について、集落の話合いと合意により、協定を締結します。



集落での話合い

② 協定書の提出（市町村が認定）

作成した協定書を市町村に提出^(注)し、市町村長が認定します。

(注) 協定は、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく事業計画と一緒に提出

○令和7年度

協定書の提出（集落→市町村）期限：8/31

協定の認定（市町村→集落）期限：9/30

○令和8年度～11年度

協定書の提出（集落→市町村）期限：6/30

協定の認定（市町村→集落）期限：7/31

③ 活動の実施

協定に基づき、活動を実施します。



集落共同の水路清掃

④ 実施状況の確認（市町村が実施）

市町村が活動の実施状況を確認します。

実施状況の確認（市町村）期限：10/31

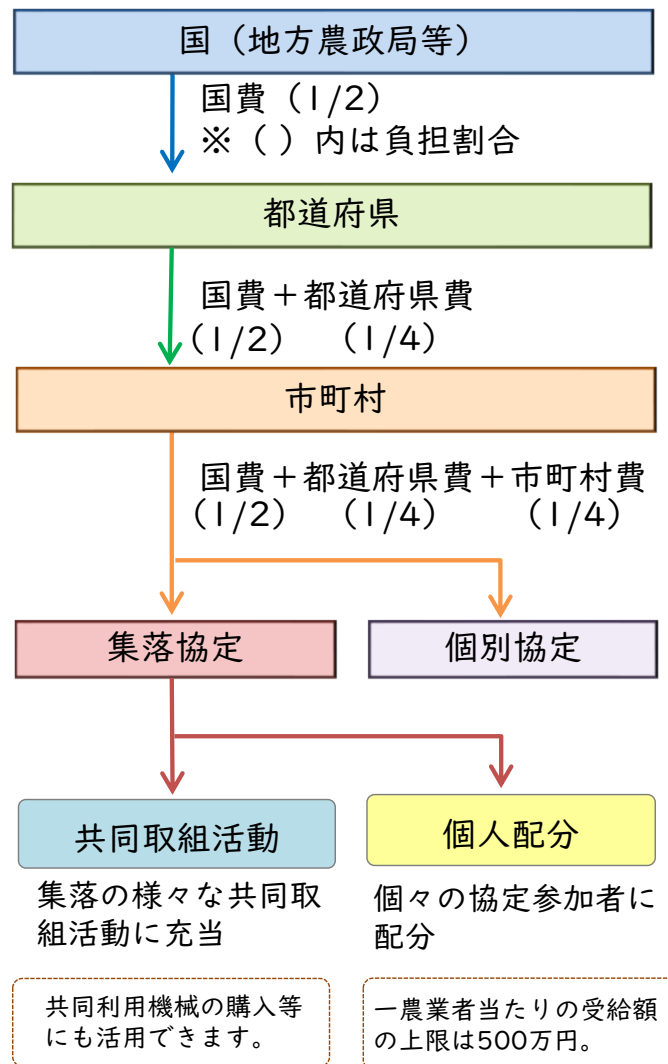
交付金の支払い

○ 交付金は、市町村に交付申請書を提出し、交付決定を受けた後、集落の活動内容や活動実績に応じて支払われます。

○ 活動の実施が確実であると見込まれる集落等については、交付金の早期交付を受けることができます。（詳細は裏表紙を参照）

交付金交付の流れ

※ 交付金は予算の範囲内で交付します。



集落協定における所得超過者※1について、集落協定上の基幹的活動において中核的リーダー※2としての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であって、協定内の他者の農用地における農業生産活動等を引き受けている場合には、当該農用地の面積分について、個人配分が可能となります。

（個別協定における所得超過者の取扱いも同様）

※1 農業従事者一人当たりの農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得（直近3カ年の「家計調査年報（総務省統計局）」の各都道府県の県庁所在地の年平均勤労者所得）を上回る者

※2 集落協定で以下の役割担うものとして指定された者

- ・ 集落の取決めの実施等に当たっての集落全体の企画・立案・調整・取りまとめ
- ・ 集落の取決めの実施に当たっての地区内の調整・合意形成・取りまとめ
- ・ 集落の取決めで定めた活動における地区又は施設単位の各種作業の計画立案・指導

中山間地域の魅力を活かした取組の例

人情の駅「ぷらっとホームつなみ」を中心とした様々な地域活動 【広島県安芸太田町津浪集落協定】

【集落の状況】

- 少子・高齢化の波が押し寄せる中、管理が大変な棚田の耕作が困難に
- JR可部線の区間廃線により、地区内の活気が徐々に失われつつあった

【取組の内容】

- 廃線後の津浪駅の活用方法についてワークショップを行い、直売・軽食・休憩の機能を持つ複合施設として、「ぷらっとホームつなみ」を開設
- 地区住民とともに協定構成員がアイデアを出し合いながらぷらっとホームつなみを運営。施設の利用を促進するため、希少植物の保護や観光資源としての活用の試み、体験会への外部講師の招請などを実施
- トラクター、コンバインを購入し、耕作困難となった棚田の農作業を受託
- 広島市内の大学とも連携し、農作業や協定活動に大学生を受入

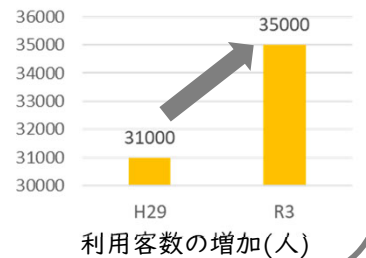
【取組の成果】

- ぷらっとホームつなみの利用客が大幅に増加
- 購入した機械で約1haの棚田の農作業を受託。受託した棚田の一部で竹チップたい肥を使った棚田ブランド米を生産
- 農作業や地域の活動において学生がマンパワーとして活躍することで、地区も活性化

棚田振興



廃駅跡地に開設した
ぷらっとホームつなみ



超急傾斜加算の取組を契機に農産物の直売を開始し、農業者の生産・販売意欲が拡大【埼玉県秩父市沢戸集落協定】

【集落の状況】

- 険しい山肌に拓けた山間集落で、地域住民の高齢化が進む
- 傾斜地での営農活動に限界が生じ、遊休農地の発生が懸念

【取組の内容】

- 制度開始当初から地域全体で草刈りや農道・石垣の補修に取り組んできたことに加え、資材運搬などの作業効率化のため作業道を整備
- これまで自家消費する程度に栽培してきた野菜に替えて、小区画の急傾斜地でも栽培できるカボスや柚子等の果樹の栽培を開始
- 平成27年から超急傾斜加算に取り組んだことを契機に、パネル展示によりカボス等のPRを実施するとともに、直売所やスーパーへの出荷を開始
- 地元で地域活性化に取り組む「天空だんべえ石間協議会」に協定として参加し、イベントへの参加、農産物のPR、散策マップの作成等に取り組む

【取組の成果】

- 作業道を整備したことで生産性が向上し、カボス等の栽培面積も増加
- 直売所への出荷量は当初の2倍以上に増え、収入増につながったことで農業生産意欲も向上
- パネル展示や散策マップの作成により集落の魅力を発信したことで、ハイキングや写真撮影のために集落を訪れる人が増加

超急傾斜地



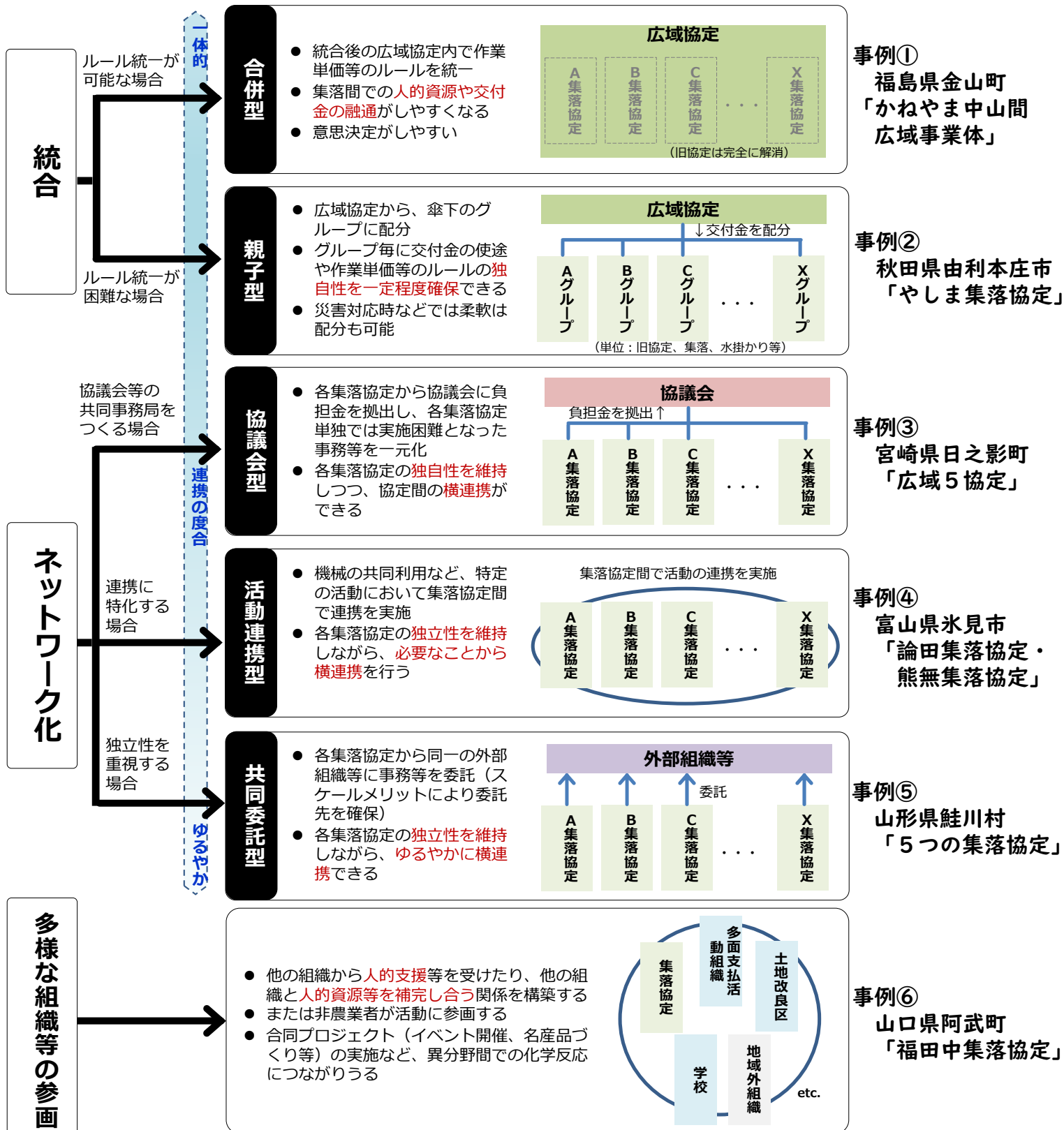
急峻な山肌に拓けた集落



カボスのPR活動

体制づくりの取組の例①

統合、ネットワーク化、多様な組織等の参画の 類型イメージ



上記のネットワーク化や統合の類型は、例示としてお示ししたものであり、必ずしもすべてが上記に分類できるとは限りません。取り組みやすい形で体制づくりを進めていただけます。

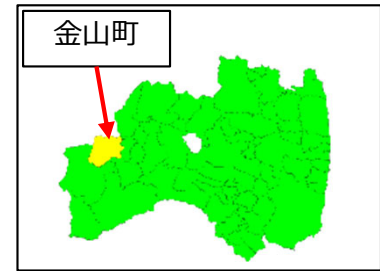
体制づくりの取組の例②

【合併型】1町1協定による広域的な協定事務の一元化

かねやままち
福島県金山町「かねやま中山間広域事業体」

【活動・連携内容】

- 19の集落協定が統合した1町1協定の広域組織の体制を構築し、他の集落等の人手不足を補う協力体制を構築。
- 多面的機能支払交付金の事務を含め、協定事務は「金山町農地維持環境保全協議会」に一元化。
- 生産性向上加算を活用して、ドローンを購入し、構成員からオペレーターを育成し、肥料や薬剤の散布を実施。



金山町農地維持環境保全協議会

交付金の25%を拠出
 «委託»
 ・個人配分や取組活動費の旧19協定ごとの配分決定
 ・総会の開催・資料の作成
 ・各書類整理支援、管理

かねやま中山間広域事業体

1 集落協定

2 集落協定

3 集落協定

19 集落協定

(旧協定は完全に解消)



ドローンによる散布作業

【取組の成果】

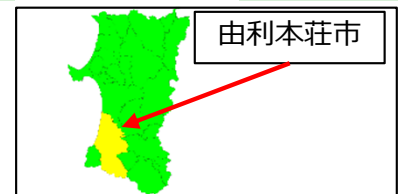
- 広域化により共同取組活動の報酬が統一され、他の集落等で人手が足りないときに協力できる仕組みを整備。
- 町の組織に事務支援業務を委託することで事務作業が軽減。

【親子型】広域協定内に活動グループを形成し、交付金の柔軟な運用を実現

ゆりほんじょうし
秋田県由利本荘市「やしま集落協定」

【活動・連携内容】

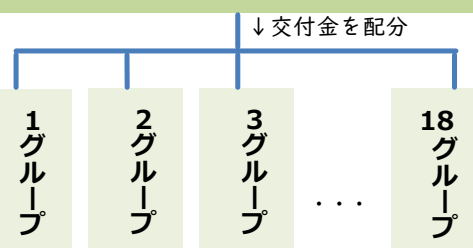
- 55協定を1協定に統合した上で、集落単位等で18のグループを形成して活動を実施。
- 土地改良区へ交付金事務支援業務を委託。
- 管理作業に係る担い手の負担軽減と品質向上のため、交付金を活用したラジコンヘリでの共同防除を実施。



土地改良区

各グループの配分額から5.5%を拠出
 «委託»
 ・各グループへの配分額の算定
 →農用地面積等を考慮
 →災害復旧が必要なグループには配分を集中
 ・各グループへの振込作業

やしま集落協定



(単位：集落、水掛かり)

【取組の成果】

- 地域に交付される交付金を一元的に管理し、災害復旧が必要なグループには配分額を集中させるなど、各グループで配分額の範囲内で自由に活動しながら交付金の柔軟な運用が可能に。
- 主食用米のほか酒米にも取り組み、地元酒造に出荷。また、高収益作物のアスパラガス、花きのリンドウを導入するなど、所得向上に向けた取組を実施。



旧協定間の垣根を超えた草刈り作業

体制づくりの取組の例③

【協議会型】ネットワーク化による農作業受委託システムの確立

ひのかげちょう
宮崎県日之影町「日之影町の広域5協定」

【活動・連携内容】

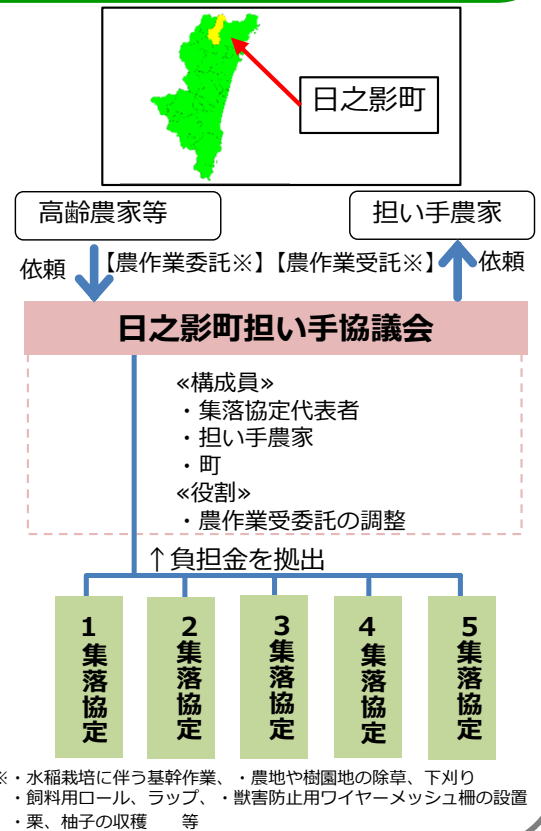
- 集落間の連携により担い手不足を補うことを目的に、町内56協定を5協定に統合した上で、5広域協定と、担い手、町で「日之影町担い手協議会」を設立

【取組の成果】

- 「日之影町担い手協議会」により、高齢化等により継続が困難になった農作業を町出資農業法人「(株)ひのかげアグリファーム」を中心とした担い手に円滑に集約する農作業受委託システムを確立
- 農作業受委託システムの構築により、担い手のインセンティブ向上し、活動意欲が高まり、活動エリアが拡大
- 広域協定となり担い手の活動範囲が広がったことにより、協定面積が増加。
- 遊休農地の復旧による獣害被害の軽減や、高齢農家でも水稻栽培ができ、生きがいとしての農業が継続可能となり、農業・農村集落が維持。



日之影町の農用地



【活動連携型】集落間で連携して行う農業インターンシップを契機に、集落の活性化を実現

ひみし ろんてん くまなし
富山県氷見市「論田集落協定・熊無集落協定」

【活動・連携内容】

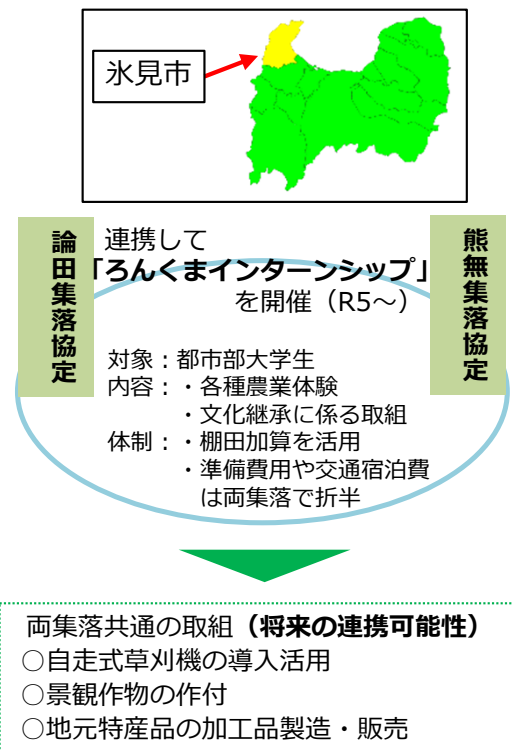
- 令和2年度から「論田集落協定」と「熊無集落協定」の2集落が連携して、大学生を対象とした農業インターンシップの受け入れを計画、令和5年度から受け入れを開始
- 農業インターンシップの取組は、棚田地域振興活動加算を活用するとともに準備費用や交通宿泊費は両集落で折半して対応。
- 農業インターンシップでは、以下の項目を実施
 - ・各種農業体験を実施（コメやイチジク等の収穫体験）
 - ・集落の文化の継承に係る取組

【取組の成果】

- インターンシップによる交流人口の拡大（受け入れ実績：R5 13人、R6 6人）
- 本取組が、両集落で共通する取組の将来的な連携を検討するきっかけに



インターンシップ学生による
自走式草刈機体験



体制づくりの取組の例④

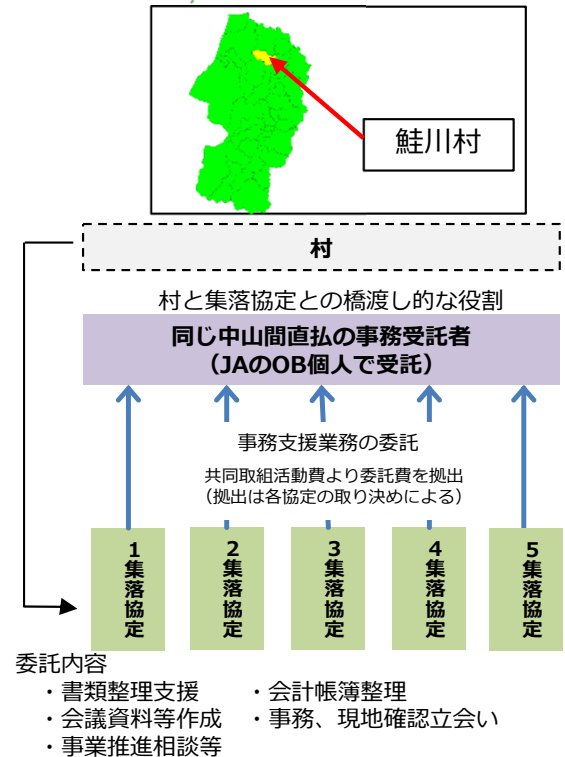
【共同委託型】各集落協定から同一の外部人材に事務等を委託したゆるやかな横連携 山形県鮭川村「鮭川村の5集落協定」 さけがわむら

【活動・連携内容】

- 令和元年度より、第5期対策の実施に向けて、事務処理が負担と考えていた5集落協定が、同じ中山間直払事務受託者（JAのOBが個人で受託）に事務支援業務を委託。

【取組の成果】

- 5集落協定において、第5期対策への事業継続が図られ、適正な農地の維持管理。
- 次期対策（第6期対策）に向けて、取組継続の意欲が向上。
- 受託者が、村と集落協定との橋渡しの役割を担うことで、村事務担当の負担軽減。



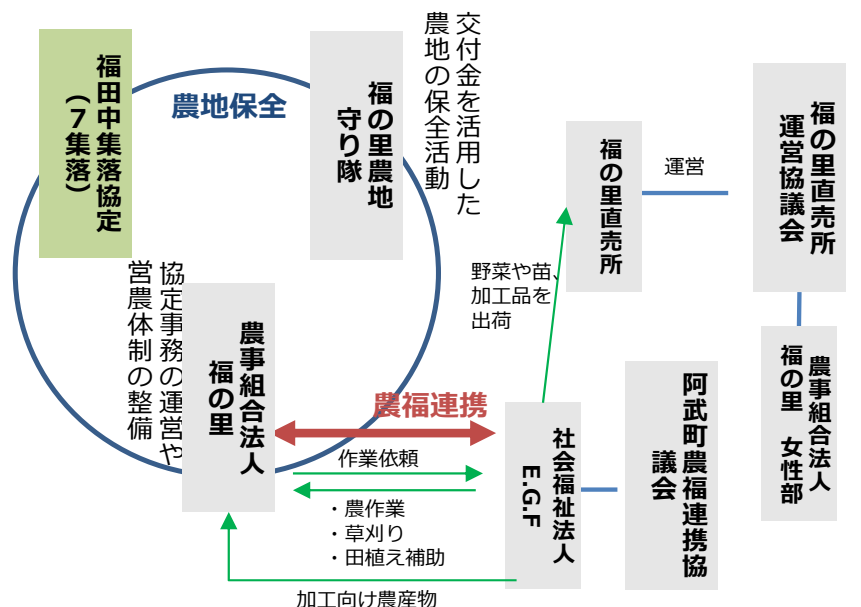
【多様な組織等の参画】多様な組織等が連携した“にぎわい創出”によるむらづくり 山口県阿武町「福田中集落協定」 あぶちよう ふくだなか

【活動・連携内容】

- 5集落で取り組んでいた集落協定の役員が中心となり、H14に機械の共同利用組合を設立し、H15に農事組合法人「福の里」を設立。
- R5現在、阿武町旧福賀村内の7集落で中山間直払に取り組む。
- 福の里を中心に多様な組織等が連携して、交付金等を活用したむらづくりに取り組むとともに、協定事務局の運営や営農体制を整備。

【取組の成果】

- 福の里農地守り隊による非農家を含めた農地の保全活動の実施。
- 福の里女性部による地域資源や地域農産物を活用した加工品開発環境美化活動の実施。
- 地域住民には欠かせない生活用品や食品の販売拠点である福の里直売所を通じての地域内外の交流活動の促進。
- 農福連携の取組の実施。



お問い合わせ先

- 中山間地域等直接支払交付金は、市町村が事業計画の認定を行っています。このため、交付金を受けるに当たっての実務的な内容に関するお問い合わせについては、最寄りの市町村にご相談ください。
- 本パンフレットや中山間地域等直接支払交付金の制度に関するお問い合わせについては、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

【東北局管内】 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

022-263-1111（内線4185）（東北農政局農村振興部農村計画課）

【関東局管内】 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県

048-600-0600（内線3411）（関東農政局農村振興部農村計画課）

【北陸局管内】 新潟県、富山県、石川県、福井県

076-263-2161（内線3436）（北陸農政局農村振興部農村計画課）

【東海局管内】 岐阜県、愛知県、三重県

052-201-7271（内線2558）（東海農政局農村振興部農村計画課）

【近畿局管内】 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

075-451-9161（内線2440）（近畿農政局農村振興部農村計画課）

【中四局管内】 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

086-224-4511（内線2532）（中国四国農政局農村振興部農村計画課）

【九州局管内】 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

096-211-9111（内線4626）（九州農政局農村振興部農村計画課）

【沖縄総合事務局管内】 沖縄県

098-866-0031（内線83353）（沖縄総合事務局農林水産部農村振興課）

【農水本省管内】 北海道

03-3501-8359（直通）（農林水産省農村振興局地域振興課）

交付金の早期交付について

本交付金は、集落協定に定めた活動を支援するものであり、協定が令和6年度に市町村長の認定を受けていれば、実施状況の確認前であっても、交付が可能です。交付金の早期交付を希望される場合は、市町村にご相談ください。

<パンフレット作成>

農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL 03-3501-8359（直通）
FAX 03-3592-1482

農水省HP



アイデア集



体制づくり事例集



農林水産省HP：https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/

農村集落の課題解決アイデア集（小さな集落のキラリと光る小さな工夫も集めた事例集）：

https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_torikumi/r0501.html

体制づくり（統合・ネットワーク化・多様な組織等の参画等）参考事例集：

[index-10https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/attach/pdf/index-105.pdf5.pdf](https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/attach/pdf/index-105.pdf5.pdf)